

戸田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)又は戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票の写し(住基法第7条第5号に掲げる事項が記載されたものに限る。以下「本籍記載に限る。」という。)、住民票に記載した事項に関する証明書(本籍記載に限る。)、消除された住民票の写し(本籍記載に限る。)、戸籍の附票の写し及び消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面、除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住基法第12条の3又は第20条(第1項及び第2項を除く。)の規定により住民票の写し等を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項(同法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2(第2項を除く。)(同法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定により住民票の写し等を請求する者

(登録の対象者)

第3条 登録の対象となる者は、登録の申込みの日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住基法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票及び消除された住民基本台帳又は除かれた戸籍の附票に記録されている者
- (2) 戸籍法の規定により本市が作成した戸籍及び除かれた戸籍に記録されている者

- 2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪の宣告を受けた者は、対象としない。

(登録の申込み等)

第4条 前条に規定する対象者で登録を希望する者(以下「申込者」という。)は、あらかじめ戸田市本人通知登録申込書(第1号様式。以下「登録申込書」という。)により、市長に登録を申し込まなければならない。

- 2 前項の場合において、申込者は、本人による申込みであることを証するため、戸籍証明書、住民票の写し等の申請に係る本人確認に関する事務処理要綱(平成17年3月1日市長決裁。以下「本人確認要綱」という。)別表第2アの項に規定する本人であることを確認するための書類を提示しなければならない。

- 3 前項による本人確認ができないときは、本人確認要綱別表第2イの項に規定する本人であることを確認するための書類のいずれか2点以上の提示により本人確認を行うものとする。

- 4 第1項の申込みを代理人により行うときは、代理人について、第2項及び前項で定める本人であることを証する書類のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人であることが証明できる書類。ただし、本市に備え付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者 申込者について、第2項及び前項で定める本人であることを証明できる書類の写しを添付した委任状

- 5 申込者は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の申込みをすることができる。

- 6 前項の規定により申込みをする場合には、申込者(代理人の場合には、申込者と代理人)が本人であることを証明できる書類の写しを登録申込書に添付するものとする。

(登録)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、戸田市本人通知登録者名簿(第2号様式。以下「登録者名簿」という。)に登録するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、登録をした者(以下「登録者」という。)であることを住民票の写し等を交付する時点で確認で

きるよう必要な措置を講じなければならない。

（登録の変更等）

第6条 登録者は、氏名、住所その他登録をした内容に変更が生じたとき、又は、登録を廃止しようとするときは、戸田市本人通知登録（変更・廃止）届出書（第3号様式）により市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第6項までの規定は、前項の届出について準用する。

（本人通知）

第7条 市長は、第三者からの請求又は申出により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、戸田市住民票の写し等交付通知書（第4号様式。以下「通知書」という。）により当該登録者にその旨を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 住基法第12条の3第4項第5号（同法第20条第5項の規定により準用する場合を含む。）括弧書きで定める業務に係る請求により交付したとき。
- (2) 戸籍法第10条の2第4項各号又は第5項（同法第12条の2の規定により準用する場合を含む。）に掲げる業務に係る請求により交付したとき。
- (3) 戸籍法第126条に基づき交付したとき。
- (4) その他市長が特別な申出又は請求と認めたとき。

2 通知書には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
- (3) 交付請求者の代理人又は第三者の別

（登録の廃止）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録を廃止するものとする。

- (1) 登録者が第3条第1項に該当しなくなったとき。
- (2) 第6条第1項の規定による廃止の届出があったとき。
- (3) 第6条第1項の規定による変更の届出がないとき。
- (4) 登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたことを知ったとき。
- (5) 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたことを知ったとき、又は本人通知を再三にわたり送付するも宛所不明で返送される場合で、住民登録状況の調査をしても所在が判明しない場合
- (6) 虚偽による登録その他市長が特に登録を廃止する必要があると認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年9月24日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知に関する要綱第1号様式及び第3号様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に交付を受けている健康保険の被保険者証及び共済組合員証の本人確認書類としての取扱いについては、当該被保険者証及び当該共済組合員証の有効期限が経過するまでの間(当該有効期限の末日が令和6年12月2日から起算して1年を経過する日の翌日以後であるときは、令和6年12月2日から起算して1年間とする。)は、なお従前の例による。